○議事日程

令和８年６月４日（木）　第３日

第　１　　会議録署名議員の指名

第　２　　一般質問

――――――――――――――◇――――――――――――――

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

――――――――――――――◇――――――――――――――

○出席議員　　１０　名

１	番	倉　内　貴　成　君
２	番	小　椋　正　子　君
３	番	廣　瀬　恵理子　君
４	番	長谷川　　淳　君
５	番	松　本　暁　大　君
６	番	三　宅　祐　司　君
７	番	松　原　浩　二　君
８	番	渡　邉　憲　司　君
９	番	加　藤　雅　浩　君
１０	番	小　島　英　雄　君

――――――――――――――◇――――――――――――――

○欠席議員　　な　し

――――――――――――――◇――――――――――――――

○説明のため出席した者の職氏名

町長	後　藤　友　紀　君
副町長	崎　浦　良　典　君
教育長	野　原　弘　康　君
総合政策部長	安　田　　悟　君
総務部長	服　部　貴　司　君
こども未来部長	三　輪　　学　君
健康福祉部長	堀　塲　康　伸　君
住民部長	小野木　崇　夫　君
基盤整備部長	板　橋　篤　志　君
会計管理者	井　上　剛　志　君

―――――――――――――◇―――――――――――――

○職務のため出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長		摂 田	真 広
書					記		渡 邉	二志夫

―――――――――――――◇―――――――――――――

開議

午前１０時００分　開議

○議長（加藤雅浩君）　おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

―――――――――――――◇―――――――――――――

第１　会議録署名議員の指名

○議長（加藤雅浩君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、５番　松本暁大議員及び６番　三宅祐司議員を指名いたします。

―――――――――――――◇―――――――――――――

第２　一般質問

○議長（加藤雅浩君）　日程第２、一般質問を行います。

この際、質問者に申し上げます。

伝聞や臆測など根拠に乏しい発言は避け、質問は簡明にしてください。

理事者の答弁時間も考慮し、持ち時間内に収まるよう発言してください。

不適当、不穏当な言辞があったと認められるときは、議長職権により発言の取消しを命じることがあります。

執行部側に問いかける発言以外に、持論の展開や出来事の紹介などが多くならないよう注意してください。

それでは、発言の通告がありますので、順番に発言を許します。

３番　廣瀬恵理子議員。

○３番（廣瀬恵理子君）　おはようございます。

３番議員　廣瀬でございます。

議長の許しを得ましたので、通告に基づき２項目を分割質問方式にて質問させていただきます。

１つ目、誰もが守れる自転車ルールと環境整備について。

４月より自転車の交通違反に対する青切符制度が導入されました。これにより、信

号無視やながら運転、一時不停止などの違反行為に対して、16歳以上を対象に反則金が課せられることとなります。

自転車は子供から高齢者まで幅広い世代にとって身近で大切な移動手段であり、今回の制度導入は交通安全への意識向上につながっている一方で、どこまでが違反なのか分からない、急に厳しくなったといった不安の声も聞かれます。特に16歳以上が対象となることで、高校生をはじめとする若い世代への周知や教育がこれまで以上に重要になると感じています。

交通取締りは警察の所管である一方で、住民への周知や啓発、また安全に利用できる道路環境の整備については自治体としての役割も大きいと考えます。

年齢によって自転車の利用状況や交通ルールへの理解度、情報の受け取り方は大きく異なります。子供には体験型の交通安全教育、高校生など若い世代にはＳＮＳや学校を通じた発信、高齢の方には対面での丁寧な説明などそれぞれの世代に応じた周知が必要です。

また、自転車の安全確保には、ルールを知ることだけでなく安心して通行できる環境づくりも欠かせません。車道と歩道の分離、自転車通行空間の確保、危険箇所の改善など道路環境の整備を進めることで事故防止につながると考えます。

さらに、事故データや町民から寄せられる声を活用しながら、警察や学校、地域と連携した継続的な取組も重要です。

自転車は、通学や通勤、高齢の方の外出機会を与える大切な移動手段です。だからこそ、罰則強化だけで終わるのではなく、誰もが安心してルールを守ることができる周知と環境整備を両輪として進めていく必要があると考えます。

以上のことから５つ質問いたします。

１つ目、自転車事故の年齢別の傾向や発生場所など、現状を伺います。

２つ目、自転車ルールの改正に伴い、自らの命を守る行動を促す子供たちへの教育をどのように進めていきますか。

３つ目、高齢者に対する改正ルールの周知と、自転車を安全に利用するための啓発活動をどのように進めていきますか。

４つ目、蓄積データや町民からの声を生かした危険箇所の把握、改善、警察との連携などについて町の取組を伺います。

５つ目、町道における自転車レーンの整備計画はありますか。以上です。

○議長（加藤雅浩君）　板橋篤志基盤整備部長。

○基盤整備部長（板橋篤志君）　廣瀬議員の１項目め、誰もが守れる自転車ルールと環境整備についての１番目のご質問、自転車事故の年齢別の傾向や発生場所の現状につ

いてお答えをいたします。

町内における交通安全対策につきましては、地方自治法や交通安全対策基本法を根拠として、町として各種交通安全施策に取り組んでいるところでございます。そのような中、町では岐阜県警察本部や岐阜羽島警察署から交通事故発生状況などの情報提供を受けたり、交通危険箇所などの情報を共有するなど連携して交通安全対策を推進しているところでございます。

議員ご質問の自転車事故の年齢別の傾向や発生場所の現状につきましては、岐阜羽島警察署に確認をいたしましたところ、令和５年から令和７年の３か年に町内で発生した自転車が絡む人身事故件数は320件であり、事故当事者を年齢別で見ますと、最も多いのが15歳以下の54件、続いて16歳から19歳までの39件となっております。これは、同年代の自転車利用者数が他の年代より多いことが要因であると考えられますが、若年層にいまだ自転車ルールが浸透しないことも要因であると思われます。

また、65歳から74歳までと75歳以上の年代の事故当事者数を合わせますと、40件となり、高齢者に対する自転車ルールの周知も課題であると考えられます。

次に、自転車事故の発生場所ですが、最も多いのが令和７年中の人身交通事故発生県下ワーストワンとなった国道156号線上印食交差点付近で、次いで主要地方道岐阜環状線上印食６丁目付近となっております。

続きまして４番目のご質問、蓄積データや町民の声を生かした危険箇所の把握、改善、警察との連携についてお答えをいたします。

１番目のご質問でお答えいたしましたとおり、町では警察から交通事故の発生件数などの情報提供を受けたり、双方が把握した交通危険箇所の情報共有に努めております。町が把握する交通危険箇所情報は、職員が日頃の業務で把握するもののほか、自治会からの要望や町が運用する道路等不具合通報システムによる個人からの通報などにより把握したものとなります。

これらの交通危険箇所情報に対しては、町独自で交通安全対策工事を施行したり、危険箇所の状況によっては交通規制を所管する警察や国道、県道を管理する国や県の関係機関と連携して対応することもございます。

直近の例といたしましては、交通事故多発場所の一つとして把握していた平島地区を東西に通る中排通り平島５丁目交差点について、町が警察と岐阜県岐阜土木事務所に働きかけをし、令和７年７月１日に３者現場点検、協議を実施いたしました。その結果、同交差点の改良点が整理され、３者がそれぞれの改良工事を実施することとなり、町では町道の車道幅縮小、Ｓ字構造の改善、新たな道路標示や注意喚起灯の交換などを実施し、同交差点の危険度を低下させることができたと考えております。

以上のように、町では今後も警察や関係機関との連携を密にし、効果的な交通安全対策を推進してまいりたいと考えております。

続きまして５番目のご質問、町道における自転車レーンの整備計画はありますかについてお答えをいたします。

自転車が安心かつ安全に通行できる道路環境の整備は極めて重要であると認識しておりますが、町内の道路は幅員に余裕のない箇所が多く、車道と歩道が分離されていない区間や自転車専用道の通行空間が確保できていない区間が大半を占めているのが現状でございます。そのため、自転車通行空間の確保の手法としては、自転車専用通行帯の設置や歩道内における自転車通行部分の明示などがございますが、いずれも一定の道路幅員が必要となります。

しかしながら、本町の既存道路の多くは、沿道に住宅や店舗が連続しており、用地買収を伴う道路拡幅による抜本的な整備は、財政面及び事業期間の両面から極めて困難な状況にございます。

こうした状況を踏まえ、本町といたしましては、既存の道路空間を最大限に活用しながら、できるところから着実に安全性を高めていくことが現実的かつ効果的な方策であると考えております。具体的には、通学路合同点検や交通安全対策協議会の機会を活用し、学校、ＰＴＡ、警察、自治会と緊密に連携を図りながら、危険箇所の把握に努め、区画線の引き直し、注意喚起看板の設置、見通し改善のための対策など、優先順位をつけながら計画的に改善を進めてまいります。

自転車の安全確保は、町民の命と暮らしを守る重要な課題でございます。道路拡幅による大規模な整備は容易ではございませんが、できる工夫を一つ一つ積み重ね、安全かつ安心して自転車を利用できるまちづくりに今後も着実に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君）　野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君）　廣瀬議員の２番目のご質問、自転車ルールの改正に伴い、自らの命を守る行動を促す子供たちへの教育をどのように進めていきますかについてお答えをいたします。

まず本件については、羽島郡二町教育大綱及び第４次教育振興基本計画に掲げております生命の尊厳を深く認識し、状況に応じた的確な判断の下、健康・安全の保持、増進を図る力を育成するという基本目標１に対し密接に関わるものであり、児童生徒が日常生活の中で自らの命を守る力を身につけるために極めて重要な教育内容であると認識をしております。

特に自転車は、児童生徒の生活に身近な移動手段であり、利用頻度も高いことから

交通ルールの理解と安全意識の定着は学校教育において継続的かつ計画的に取り組むべき課題であるとも考えております。

令和８年４月９日付文書「自転車安全運転チェックシートの活用について」により、自転車の安全利用及び交通事故防止に関するチェックシートを各学校へ送付し、児童生徒への指導に活用するよう依頼をしているところでございます。

チェックシートの項目は、例えば携帯電話、スマートフォンを使用しながら運転をしていない、２人乗り運転はしないなど、令和８年４月１日から施行された16歳以上の自転車利用者に対する交通反則通告制度、いわゆる青切符の対象違反と関連づけて作成されているものでございます。児童生徒は反則金の対象ではございませんが、このチェックシートを活用することで行為の危険性や社会的な重みを実感しやすくなり、結果として自分の命を守るために自分の行動を見直すという主体的な意識の醸成につながるものと考えております。また、家庭での話題にもなり、保護者と児童生徒が交通安全について話し合う機会を生む効果も期待をしているところです。

このチェックシートを活用した啓発については、１回の指導にとどまらず、年間を通した継続的な交通安全教育となるよう、自転車利用が始まる時期に１回目、日の入りが早くなる事故リスクが高くなる秋に２回目の実施を呼びかけております。季節や生活リズムの変化に応じて指導のタイミングを設定することで、児童生徒がその時期に直面する危険を具体的にイメージしながら学べるよう工夫をしております。

当町の４校においては、全学年を対象に６月にこのチェックシートを用いた指導を計画しております。

このほかに、各学校において警察署や地域の方を招いた交通安全教室を実施し、歩行及び自転車利用に関する講習を実施しております。児童生徒は、地域の実情を熟知した警察署員や子供たちの生活を身近に見守る地域の方々から直接指導を受けることにより、より切実な学びとなってまいります。

さらに、学校と保護者の相互連絡システム、すぐーるを用いて、ＰＴＡから自転車点検の呼びかけをしたり、校内放送で担当教員から自転車の乗り方について注意喚起したりするなど、各学校の実情に応じて児童生徒の主体性の向上につながる働きかけをしております。

今後も、学校、家庭、地域が連携し、児童生徒が自ら危険を予測し、安全な行動を選択できる力を育むために、交通安全教育をより実効性のあるものへと高め、児童生徒の命を守る取組を一層充実してまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君）　堀塲康伸健康福祉部長。

○健康福祉部長（堀塲康伸君）　廣瀬議員の１項目め、誰もが守れる自転車ルールと環

境整備についての３番目のご質問、高齢者に対する改正ルールの周知と自転車を安全に利用するための啓発活動をどのように進めていきますかについてお答えいたします。

自転車の交通ルール改正に伴う高齢者層への周知につきましては、高齢者の方が日常生活において安全に自転車を利用し、事故に巻き込まれることを防ぐため重要な課題であると認識しております。

本町におきましては、交通安全業務を所管するくらし安全課を中心に、庁内の連携体制を強化し、高齢者福祉に関連する関係団体とも密に連携しながら啓発に取り組んでまいります。

まず、各老人クラブや地域サロンといった高齢者の方の活動拠点では、法改正に関する正確な情報提供や啓発活動が行われるよう必要な資料の提供や情報共有を積極的に行ってまいります。その際には、傘差し運転やスマートフォン操作運転、信号無視や一時停止違反といった重大事故につながる具体的な危険行為について、その危険性と罰則の内容を高齢者の方にも分かりやすく図解やパンフレット等で周知していただけるよう支援してまいります。

また、これら各団体による主体的な取組を後押しするため、町としても警察署と連携した街頭啓発を実施するとともに、広報紙や防災行政無線、ホームページ、ＳＮＳなどの多様な媒体を活用した広報を展開し、高齢者の方の交通安全意識を醸成してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君）　３番　廣瀬恵理子議員。

○３番（廣瀬恵理子君）　２項目めに入らせていただきます。

東小学童保育が定員超過している状況下での子どもの居場所づくり事業の果たす役割と今後の事業の進め方。

現在、共働き世帯の増加により学童保育の利用希望者が増加しています。東小学校の学童保育では、定員150名に対し157名が利用し、さらに待機児童もいる状況と伺っています。現地を視察した際には、限られたスペースの中で工夫しながら運営されている一方、子供たち同士の接触によるトラブルが起きる場面もあるとの話を伺いました。

また、学童保育に入れなかった子供たちの放課後の過ごし方について十分に把握できていない現状も課題であると感じています。

そのような中、６月から新たに子どもの居場所づくり事業が開始されました。この取組は放課後の受皿を広げ、子供たちが安心して過ごせる環境づくりになるものとして期待されています。

学童保育は、保護者の就労を支える預かりの場であり、生活を支える役割がありま

す。一方で、今回の子どもの居場所づくり事業は、子供たちが安心して過ごせる見守りの場です。

この２つは似ているようで、目的や役割が異なる全く別の仕組みです。それぞれの家庭の状況や子供たちの過ごし方に応じて選択することが大切であると考えられます。

以上のことから６つ質問いたします。

１つ目、東小学童保育が定員超過していますが、待機児童の放課後の過ごし方をどのように把握し、課題としてどのように捉えていますか。

２つ目、子どもの居場所づくり事業の対象者、利用方法、実施場所、見守り体制、運営内容を具体的に説明してください。

３つ目、本事業は、放課後子ども教室等の国の制度に基づくものか、本町独自のものか、事業の目的と併せてご説明ください。

４つ目、本事業の利用者である子供たちの安全確保やもしものときの責任の所在などについてどのようにお考えでしょうか。

５つ目、本事業を実施することで東小学童保育の課題が解消されると考えていますか。

６つ目、本事業の実績や満足度、課題などをどのように把握し、計画、実行、評価、改善のＰＤＣＡサイクルをいつから行っていきますか。以上となります。

○議長（加藤雅浩君）　三輪　学こども未来部長。

○こども未来部長（三輪　学君）　廣瀬議員の１項目め、東小学童保育が定員超過している状況下での子どもの居場所づくり事業の果たす役割と今後の事業の進め方についての１番目のご質問、東小学童保育が定員超過していますが、待機児童の放課後の過ごし方をどのように把握し、課題としてどのように捉えていますかについてお答えいたします。

東小学童保育につきましては、利用希望者の増加により定員を超過している状況にはありますが、現在のところ入室要件を満たし、かつ直ちに学童保育の利用を必要とするにもかかわらず利用ができていない、いわゆる待機児童は発生しておりません。

このような状況の中で、学童保育に入所していない児童の放課後の過ごし方につきましては、昨年度実施した児童アンケート調査の結果から推測いたしております。

調査結果では、放課後、主に過ごしている場所として、自宅が最も多く58.3%、次いで学童保育が17.4%、習い事が10.4%、その他公園や公民館など13.8%となっております。また、居場所ができたら行きたいかでは68.3%が行きたいと回答しており、保護者の就労状況に関わらず、全ての児童が安全・安心に過ごせる放課後の居場所が

十分に確保されていないという課題が明らかになりました。

そのため、本町としては、学童保育だけではなく、全ての児童が安全・安心に過ごせる放課後の居場所を確保していくことが重要であると考え、本事業を実施するものでございます。

２番目のご質問、子どもの居場所づくり事業の対象者、利用方法、実施場所、見守り体制など、運営内容を具体的に説明してくださいについてお答えいたします。

本事業は、東小学校に在籍する全児童を対象としております。

利用に当たっては、事前登録が必要であり、保護者の署名がある参加カードを持参した児童が参加できます。

実施場所は東小学校体育館１階、２階であり、平日は放課後から午後５時まで、長期休業日は午前８時から午後５時まで開室いたします。なお、10月から翌年３月までは午後４時30分までとなります。

活動内容は、宿題などの学習、自由遊び、スポーツ、工作、お楽しみ会などであり、児童が自主的に選択し過ごせます。

運営に当たっては、コーディネーターなどのスタッフを配置し、入退室の管理や見守りを行いますが、学童保育のような保育、育成支援は行いません。また、欠席確認や個別の帰宅指導、送迎対応などは行わず、児童本人及び保護者の自己管理を基本としております。

次に３番目のご質問、本事業は放課後子ども教室などの国の制度に基づくものか、本町独自のものか事業の目的と併せて説明してくださいについてお答えいたします。

本事業は、国が推進する放課後子ども教室推進事業の趣旨を踏まえ、本町における実情に合わせて実施する事業であります。

目的は、東小全ての児童に放課後の安全・安心な居場所を提供することにあります。加えて、子供たちが異年齢で交流し、自主性や社会性を育む場として活用していくことも目的としております。

学童保育が保育を目的とする事業であるのに対し、本事業は子供たちが自由に過ごせる居場所の提供を目的としており、放課後の子供の居場所の選択肢が増えるものと考えております。

４番目のご質問、本事業の利用者である子供たちの安全確保や、もしものときの責任の所在などについてどのように考えていますかについてお答えいたします。

本事業の責任の所在につきましては、町が実施主体となる事業でありますので、基本的には町が責任を負うものでございます。ただし、見守りを中心とした事業の性質上、保護者の理解が必要不可欠でございます。本事業では、スタッフによる見守りや

入退室管理を行い、安全確保に努めてまいります。

また、けがなどに備え町として傷害保険に加入をしております。

一方で、本事業は学童保育と異なり、児童を預かって保育を行う事業ではなく、児童の自主的な参加を前提とした事業であります。そのため、帰宅時間の個別管理や送迎、行動管理などは行わず、参加や帰宅に関するルールについては、事前に保護者と児童で十分話し合っていただくことをお願いしております。

災害時等につきましては、学校の臨時休校や一斉下校には休室とし、実施中に警報発令や震度５弱以上の地震が発生した場合には速やかな引渡し対応を行うなど、安全を最優先に運営してまいります。

５番目のご質問、本事業を実施することで東学童保育の課題が解消されると考えていますかについてお答えいたします。

児童アンケートの調査結果では、いつもの場所が自宅や公民館とした児童の多くが居場所ができたら居場所へ行くと回答しており、一定数の児童の本事業の利用を見込んでおりますが、いつもの場所を学童保育や習い事とした児童の多くが、新しくできる居場所ではなく、いつもの場所を選択する傾向にあることから、本事業のみをもって学童保育の定員超過や保育ニーズそのものが完全に解消する確証はございません。

しかしながら、放課後に安全に過ごせる場所を確保することで、定員超過の緩和や保護者の不安軽減につながるものと考えております。

６番目のご質問、本事業の実績や満足度、課題などをどのように把握し、計画、実行、評価、改善のＰＤＣＡサイクルをいつから行っていきますかについてお答えいたします。

放課後子ども教室の実施に当たりましては、参加児童数や開催回数などの実績把握に加え、児童、保護者、学校関係者などへのアンケートや意見聴取を通じ、満足度や課題の把握に努めてまいります。

また、事業開始前の計画段階からＰＤＣＡサイクルを意識し、実施後は年度途中における運営状況の確認や年度末の検証・評価を行い、その結果を次年度の運営改善につなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君）　ここで暫時休憩といたします。10時40分から再開いたします。

午前１０時３０分　休憩

午前１０時４０分　再開

○議長（加藤雅浩君）　休憩を終わり、会議を再開いたします。

10番　小島英雄議員。

○１０番（小島英雄君）　10番議員　小島でございますが、発言の通告してありますので、順次発言させていただきます。

１．新学期を迎え、不安を和らげるための措置。

新学期は、児童生徒にとって大きな環境変化が伴う時期であります。特に新学期に切り替わる時期は、クラス替えや新しい先生、授業の内容の難易度の変化など、様々な要因が不安につながる可能性があります。これを踏まえて質問いたします。

１．新学期が始まりましたが、新入生は不安で心が乱れ、つらさを感じる時期でもあります。児童生徒が不安を解消し、学校に行くことが楽しいと思わせるような教育とは何か。

２．児童生徒にとって誰かの支えを必要とするときですが、学校生活で自分らしく主体的に学べる支援に何があるのか、またその支援が具体的にどのように生かされているのか。

３．新学期は、新しい環境に適応するのが苦手な児童生徒ほど不安を強く感じがちであります。これらの不安が強まると、学校に行きたくないと感じたり、心身の不調を訴えたりするケースもあると思われます。こうした場合、学校の対応の仕方は何か。

４．学校にとって、保護者からの苦情対応は頭の痛い課題の一つであります。対応を誤れば信頼を損ない、こじらせれば教師の心は疲弊する。保護者が感情的になり、自分の考え方を一方的に押しつける場合や、学校や担任の状況を十分に理解していない場合、また常識を越えた様々な要求をしてくる保護者もいると聞きます。こうした保護者に対する現実的な対応策と教師を守る対策、支援は構築されているかどうか。

５．担任と保護者との間の信頼関係は、児童生徒の健全な成長のために非常に重要であります。各学校は、保護者と先生とのコミュニケーションを取りやすい関係を築いているか。以上であります。

○議長（加藤雅浩君）　野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君）　小島議員の１項目め、新学期を迎え、不安を和らげるための措置の１番目のご質問、新学期が始まり、学校へ行くことが楽しいと思う教育とはについてお答えをいたします。

児童生徒が学校へ行くことが楽しいと思える教育とは、児童生徒が安心して自分らしさを表出し、仲間と学び合い、挑戦を重ねて成長を実感できる環境をつくることだと考えております。

学校内に安心できる居場所を確保し、その上で児童生徒のやってみたいという挑戦を丁寧に後押しして、主体性を引き出します。また、対話を通じた仲間との協働によ

り、所属意識と学ぶ楽しさを広げます。そして、児童生徒の確かな歩みや小さな変化を認め、温かく励まし続けることが、次への意欲を生み、学校を輝く学びの場とすることができると考えております。

続いて２番目のご質問、学校生活で自分らしく主体的に学べる支援に何があるかについてお答えをいたします。

学校生活において、児童生徒が自分らしく主体的に学ぶためには、一人一人が自ら選び、判断し、行動し、自己決定の場を意図的に保障することが重要であると考えております。

そのため、授業における課題設定、学級活動における役割の決定など、様々な場面において、児童生徒が自分の願いを表明し、仲間との対話を通して自己決定できる機会を意図的に設定をします。

このとき教師は、一人一人の願いが周りの仲間に伝わるように言語化することをサポートしたり、明確な希望を持てない生徒には選択肢を示したりして、自分がやりたいことを決め、実現できるように支えることが必要です。また、自己決定はどのような結果につながっていたのかを振り返ることを通して、体験したことが経験したこととして内面化され、学びの自律性が育まれると考えております。

主体的な学びを支えるもう一つの柱として、当事者意識の醸成が挙げられます。これには、自らの行動が集団に与える影響を実感できる環境が必要となってまいります。具体的には、学級活動や学校行事、地域連携などを通じ、自分の意見が集団の方向性を形づくる経験を重ねることで、当事者意識が高まってまいります。

教師には、適切な問いかけによって児童生徒の思考を促し、他者と協働して活動をつくり上げる経験を積めるよう支援することが求められていると考えております。

続いて３番目のご質問、不安が強まると、学校へ行きたくないとか、心身の不調などがある。学校の対応の仕方はについてお答えをいたします。

児童生徒が不安により学校への抵抗感や心身の不調を示すことは、成長過程における自然な反応というふうに捉えています。この対応策として、入学前、入学後についてお伝えをいたします。

入学前、つまり前年度の後期、後半の時期において、小学校５年生が幼・保・こども園を訪問し、年長園児と共に活動したり、中学校の２年生が各小学校を訪問して、中学校生活の楽しさを含んだ様子を伝えたりして、入学前の不安を和らげる場を持っております。

また、入学後については、いろいろありますが、次の３点をお伝えしていきます。

１つ目に、児童生徒の小さな変化を把握するための定期的なアンケートの実施で

す。学級の雰囲気や友人関係、生活リズムなどを尋ねて、心の声を丁寧に拾い、早期支援につなげます。結果は、担任だけでなく、養護教諭やスクール相談員と共有し、多角的な視点で状態を把握します。

２つ目、学校内外の支援をつなぐセーフティーネットの拡大です。校内では、教室以外の安心できる相談室の居場所を確保し、自分のペースで生活できる環境を整えております。また、専門的な心理支援を行うスクールカウンセラーは、担任や保護者との橋渡し役としても重要な存在です。羽島郡では今年度、３名のスクールカウンセラーを配置しているところでございます。

３つ目に、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援です。羽島郡では、県費の常勤職員、児童生徒支援加配を小学校に１名、中学校に２名配置し、児童生徒の支援に当たっております。また、各校に町費会計年度任用職員の学習指導員、教育支援スタッフ、心の相談員を配置し、児童生徒の多様なニーズに応じた支援を行っております。

学習指導員は、学習不適応等、指導上特に配慮を要する児童生徒への学習支援を担っており、本年度は岐南町に11名を配置しております。教育支援スタッフは、学習に限らず生活面全般の幅広いサポートをしており、本年度は岐南町に15名を配置しております。また、中学校には、心の相談員を１名配置し、相談室において学級に入れない生徒への相談や支援業務に当たっております。これらのスタッフの存在は、学校が児童生徒一人一人に寄り添い、適切な支援を継続的に行うための非常に大きな力となっています。

今後も学校、家庭、地域が連携をしながら、一人一人の児童生徒の不安に寄り添う支援体制の充実を図ってまいります。

続いて４番目のご質問、保護者からの苦情対応に教師を守る支援、対策が構築されているかについてお答えをいたします。

まず第１に、苦情にならない保護者との関係づくりが重要であるというふうに考えております。対応の基本として、保護者の主張を丁寧に聞く姿勢を徹底するよう教育委員会からも指導をしております。保護者との信頼関係が十分築かれていれば、行き違いや誤解が生じた場合でも、対話を通じて解消することが可能となります。また、指導をして終わりではなく、その後の丁寧な見届けまで行うことで、信頼関係の構築につなげることが肝要であると考えております。校長のリーダーシップによる組織的な対応を原則として行っております。

管理職が先頭に立って対応方針を示し、教頭や生徒指導主事、学年主任等と連携した複数名での面談体制を整えることで、教員の精神的・身体的負担を軽減し、安定した対応が可能となってまいります。

また、保護者対応が深刻化することを未然に防ぐため、羽島郡ではスクールローヤーの活用も進めております。県内では、スクールローヤーを配置している郡市は29郡市のうち15郡市にとどまっておりますが、羽島郡はこのスクールローヤーを設置しており、法的根拠に基づいた助言を受けながら適切な対応が行うことが可能となっております。

さらに、学校からの相談対応といった事後的な活用にとどまらず、管理職や養護教諭、栄養教諭を対象としたスクールローヤーによる研修を実施するなど、未然につながる取組にも力を入れております。

今後も、スクールローヤーをはじめとする専門家との連携を強化し、教員を守りながら適切な解決策を導く取組を進めてまいります。

最後に５番目のご質問、担任と保護者との信頼関係をどのように築くかについてお答えをいたします。

担任と保護者との信頼関係づくりは、児童生徒の健全な成長を支える基盤であり、日々の教育活動における最重要課題の一つでございます。

私たちは、この信頼を築くために、主に３点、３つの視点を重視して取り組んでおります。

第１に、児童生徒に関わる日頃からの連絡の徹底です。トラブルが生じた際だけではなく、日常のささいな成長や変化、肯定的な行為、行動の様子を電話や連絡帳等を通して積極的にお伝えをするよう努めております。また、三者懇談でもそのよさを認めているところでございます。

第２に、指導の方針や意図が伝わる学校・学級通信の発信です。通信の発行では、日々の活動の様子を可視化するだけでなく、なぜこの指導を行うのかという指導の意図を明確にし、理解を得ることを大切にしております。

第３に、保護者来校時のコミュニケーションの充実です。懇談会や学校行事の機会を捉えて、直接顔を合わせ、学校での具体的な様子をお伝えするとともに、家庭での様子を伺うなど、温かい対話を通した関係構築に心がけております。

今後も、家庭と緊密な連携を大切にしながら、児童生徒一人一人に寄り添った指導の充実に努めてまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君）　10番　小島英雄議員。

○１０番（小島英雄君）　議長の許可を得ましたので、新学期を迎え、不安を和らげるための措置の再質問をいたします。

新入生にとって、担任との相性や対人関係も不安の種になります。例えば、担任が話しやすいか、話を聞いてくれるのか、優しい先生なのかを心配しています。このよ

うな心の問題に対して、学校が行っている支援、対応は何か。また、担任は授業に集中していない児童にどのように対応をしているのか。

２つ、答弁を今聞いていますと、児童生徒に対して水も漏らさないきめ細かな支援体制をしているように聞こえてきます。しかし、現実はどうか。上手の手から水が漏れるではありませんが、特に小学校ではいじめが多く、学校へ行きたがらない、いわゆる不登校児童が多いと聞きます。現実に起きている問題に対し、教育委員会、学校はどのような組織的支援を行っているか。

３．教師は、児童生徒のためにと教職に希望を持って就いたと思います。しかし、様々な問題、課題が山積し、自分の描いていた教師とは違う、こんなはずではなかったと思い詰めた場合、教師の精神疾患による休職や早期退職を防ぐため、心の不安を聞き、それを受け止める具体的な支援策をお伺いいたします。以上です。

○議長（加藤雅浩君）　野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君）　ただいま小島議員から３点の再質問をいただきました。

この再質問にお答えする前に、小学校の現状について、あるいは多様性について、少し触れさせていただこうと思っています。

国の調査によりますと、35人学級を構成する児童の傾向として、特異な才能、いわゆるギフテッドと呼ばれる子供ですね、は2.3%、35人学級にいたしますと0.8人、学力の低い傾向が見られる子供35.6%、学習面や行動面で著しい困難を示す子供10.4%、日本語を家であまり話さない子供2.9%、外国籍のお子さんですね。それから、不登校傾向の児童11.8%、不登校の児童2.1%、これは国の調査結果であります。今、パーセントに35を掛けていただくと具体的な人数が出るのかなというふうに思います。

こうした子供たちが、一つの学級集団の中で学んでいる。当町においてもその比率は異なるでしょうが、近年の子供たちの様相からその多様性は強く感じます。こうした実態の中で、一人一人の子供の成長を願った教育活動、指導、そして個別の支援を行っていることを初めにご理解をいただきたいと思っています。

では、再質問の１番目のご質問です。

心の問題に対して学校が行っている支援、対応は何か。また、担任は授業に集中していない児童にどのように対応しているかについてお答えをいたします。

具体は非常に多くあるために、何点かに絞ってお答えをしたいと思います。

ここでは５点挙げます。

１つ目、学級担任だけでなく、町費教育支援スタッフなど複数の目で観察をして、その情報を共有しながら、担任と児童との良好な関係につなげるよう努めています。

２点目、朝の会で健康観察において一人一人の表情を観察し、必要に応じて声をかけるようにしております。

３点目、定期的な個人面談を実施しております。うまく言葉で表現できない児童には学校は楽しいですか、困ったことはないですかと具体的に問いかけ、傾聴することを大切にしながら、信頼関係の構築に努めています。

日常の小さな安心の積み重ねを行っています。特に登校時には、担任が教室の入り口で一人一人と目線を合わせ、名前を呼んで笑顔で挨拶するなど、そういったメッセージを送っております。

５つ目、休み時間等では、特に高学年、６年生と一緒に遊ぶことで、上級生の憧れや信頼を安心につなぐ、そうした営みを行っています。

次に、授業に集中することが難しい児童への対応については、不安や疲れ、理解度など、授業に集中しづらい背景を把握し、そしてまたそれを受容し、自分から授業に臨めるような、そういった配慮をしています。

例えば、担任がその児童の横を通り過ぎる際に優しく声をかけること、教科書のページをそっと指さすこと、目線を合わせて小さくうなずくことが挙げられ、非言語のサインにより違和感なく集中できるような、そうした促しをしております。

また、姿勢が崩れたり、手遊びを始めたりした児童に対して、少しでも前を向いた瞬間に、姿勢がすてきだね、しっかり聞いてくれてうれしいなと瞬時に褒めることで、よい行動で認められる心地よさを実感できるようにしています。

ほかにも、授業に友達との交流やペアワークなど、活動の切替えを意図的に位置づけることや、視覚的な刺激で集中が途切れないよう、机の上の整理整頓を促すこと、また掲示物など環境面で配慮することにも取り組んでおります。

続いて、２番目のご質問、特に小学校ではいじめが多く、学校へ行きたがらない不登校傾向の児童が多いと聞くが、現実に起きている問題に対して、学校はどのような組織的な対応、組織的支援を行っているかについてお答えをいたします。

いじめの件数が多いというご指摘については、学校がこれまで以上に児童たちに小さな変化やけんか・口論、このけんか・口論については、単純なけんか・口論なのか、あるいはその言動の背景に差別・偏見があるのかによって、いじめかトラブルかを判断しています、をいじめの芽として捉え、早期に積極的な認知を行っている結果であるというふうに捉えています。いわゆるきちっと見ているというふうに捉えています。

具体的には、トラブルやいじめ事案が発生した場合、必ずその日のうちに対応をします。これは、対応というのは解決ではありません。解決なんかはそう簡単にできる

ものではないですので、対応をしています。双方から話を聞き、まず事実関係を明らかにします。その上で、行為に及んだ心情は、心は受容しつつも、行為の善悪については冷静に判断し内省を促す指導を行っています。結末は、両者の関係修復に向けた場を持ち、その後約３か月間の観察を通して解決の見極めを行っているところです。このことは、当該児童の保護者にもしっかりと伝えております。ご理解いただけるように伝えております。

学校では、各家庭の文化を持ち寄った子供たちが集まって異文化集団をつくっています。トラブルが起きないはずがないという考えで対応をしています。むしろ、このことを通して、相手のことをきちっと理解をし、深め、良好な人間関係づくりにつないでいくことこそ、今の社会に大切なことではないかな、そんなことも思っています。このことを、本当に多くの方にご理解いただきたいと思っています。

また、未然防止に向けて、月に１回いじめアンケートを実施し、担任が聞き取りを行うとともに、毎月、校内いじめ防止対策委員会を開催し、担任が１人で抱え込むことのないよう、学年や学校全体で情報を共有し、組織として動く体制を確立しております。

不登校傾向の児童に対しましては、行き渋りが始まった初期の段階での対応を重視しております。毎朝の出欠確認時、あるいは保護者からの連絡から登校への不安を察知した際には、学年職員やスクールカウンセラーなどの専門家がチームを組み、不安の背景を多角的に分析し、児童や保護者が孤立しないよう、電話や家庭訪問によるきめ細かな対応を継続しております。

さらに、教室に入ることが心理的に難しい児童に対しては、保健室や校内教育支援センターなど多様な居場所を設置し、教師や支援員が寄り添えるよう指導体制を柔軟に組み替えております。

最後に３番目のご質問、教師の精神疾患による休職や早期退職を防ぐために、どのような支援策を行っているかについてお答えをいたします。

教師の精神疾患の背景には、多忙化や多忙感による疲労の蓄積が大きく影響していると考えていることから、まずは休める環境、負担を減らす環境を整備しております。具体的には、学校行事の見直しや精選、スクール・サポート・スタッフ等外部人材の積極的な配置により、教員が授業準備や児童生徒の指導に注力できるようサポート体制を強化しております。

また、心の不調については、本人が自覚しにくく、周囲に相談しにくい性質もあるために、いわゆるセーフティーネットの重層化、セーフティーネットを重ねるということですが、重層化をしております。

具体的に管理職からの声かけによる気軽に相談できる雰囲気づくり、自己肯定感を高めるための職員のよい姿に対する本人の価値づけや、それを職員全体に広める取組、職員が背負っていること等の把握も含んだ管理職と全職員との定期的な面談の実施、早期退職のリスクの高い初任者や若手教員への対応として、メンター会議の定期的な実施や指導上の悩みや不安を孤立して抱え込まないよう、日常的に声をかけ合える風通しのよい職場環境づくりなどが挙げられます。笑顔で明るく元気よく子供の前に立つことこそ、教育の第１歩であると捉えております。

現在、当町では子どもの権利条例策定にも着手をしております。この機会を通して、子供の健全育成に向けた保護者、地域、学校の関わり方、それぞれをきちっと見詰め、考え、そしてそれを明文化することで、教職員の精神的疾患の予防にもつながるものと教育委員会としては期待をしております。以上です。

○議長（加藤雅浩君）　10番　小島英雄議員。

○１０番（小島英雄君）　議長の許可を得ましたので、再々質問します。

今日、答弁書をもらったばかりですので今読んでいます。聞いておりましたが、集中できない子供に対しての学校の対応はよく分かりました。

その集中できない子供に対して、家庭に原因があるとしたら、学校あるいは教育委員会はどこまで踏み込んで対応するのか、その１点だけお聞きします。以上です。

○議長（加藤雅浩君）　野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君）　再々質問にお答えをいたします。

家庭へ踏み込むというその言葉が非常に気になるところでございますけれども、子供たちの実態、家庭環境、そうしたものを見たときに、やはり今は学校だけでは対応できないものがあります。様々な関係機関がありますので、そうしたところとも連携をしながら、その子にとって、あるいはその家庭にとって一番望ましい対応はどうなのか、そこをきちっとしながら関わって、指導を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（加藤雅浩君）　10番　小島英雄議員。

○１０番（小島英雄君）　時間外勤務手当を時間外勤務命令簿なしで支払った根拠が不明ということで、朝礼５分前の時間外勤務手当1,092万円が支払われております。この問題を看過できず、以下の質問をいたします。

総務部長が前回の答弁で、当時の町長から前部長に対し、朝礼は必ずやってくれ、８時25分からという旨の指示が明確に記録されておりますと答弁しておりますが、元部長が残した「8.25～」のメモ書きを８時25分と決めつけた客観的な根拠とは何か。

２．令和３年２月26日の部長会議は、課長では総務課長が１人だけ会議の議事を取

るために出席しておりました。部長会議の議事録は保管義務があるゆえに、そのときの議事録を見れば確かな証拠として明らかになります。その議事録に何が記載され、記録されているかを正確に求めます。

３．パソコンのログデータ等から、現部長は令和３年３月１日から時間外勤務手当を支給しましたと答弁しております。前総務部長は、各部署においてそれぞれ朝礼を行っておりましたので、全職員が参加しているかどうかというのは把握しておりませんと答弁しております。これは現部長との答弁に相違があり、疑問が残るところであります。これは、手続上のコンプライアンスの観点から問題があると懸念しておりますが、この見解と解釈の説明を求めます。

４．前回、時間外勤務命令簿の作成は、最も重要かつ遵守、行政運営上の原則であると認識でおりますと答弁がありました。今回もすり合わせにおいて、時間外勤務手当の支給は、事前に時間外勤務命令簿が作成され、適切な決裁手続を経ることが行政運営上の大原則であり、最優先されるべき手続であるという認識に変わりはございませんとありました。しかし、時間外勤務命令簿がなくても支払っております。これは不適切な公金支出であると考えております。また、勤務管理及び公金支出の適正性の観点から懸念があります。この点について、住民目線からしてもどのような認識なのか見解を求めます。以上です。

○議長（加藤雅浩君）　服部貴司総務部長。

○総務部長（服部貴司君）　小島議員の２項目め、時間外勤務手当を時間外勤務命令簿なしで支払った根拠が不明の１番目のご質問、「8.25～」を８時25分と決めつけた根拠は何かについてお答えをいたします。

町がこのように判断いたしましたのは、単なる思い込みではございません。３つの客観的事実が一致したためでございます。

まず１つ目は、正規の始業時刻との関係でございます。本町の正規の始業時刻は８時30分からと定められております。朝礼に関するメモから、25分からとあれば、始業の５分前、８時25分からと解釈するのが時間管理の上で最も合理的で自然なものであるというふうに思います。

２つ目につきましては、パソコンの記録でございます。当時の職員のパソコンが何時何分から起動されていたかというログデータを詳しく調べております。そうしますと、多くの職員がもともと８時25分より前にパソコンを立ち上げ、既に席に着いていたという事実がデータとしてはっきりと残っております。

３つ目は、議事録の存在でございます。当時の部長会議の議事録にも、町長から朝礼を必ずやってくれという明確な指示があったことが記録されております。

つまり、８時30分の５分前という時間の合理性、実際に多くの職員がもともと８時25分前に在席していたというパソコンの記録、そして会議の議事録、この３つの客観的事実が重なり合っていることから、町といたしましては、8.25を８時25分からの朝礼の指示と認定したものでございます。

２番目のご質問、部長会議の議事録に何が記載され、何が記録されているのかについてお答えをいたします。

まず、当時の会議の記録状況についてご説明いたします。

当時の部長会議におきましては、発言をそのまま書き起こしたような詳細な議事録や音声の録音データは作成、保管されておりません。しかしながら、当時の会議内容を証明する極めて重要な行政文書として、当時出席していた総務部長の部長会議の会議資料が適正に保管されております。この保管されている資料には、当時の会議の進行に伴い、決定事項や町長指示がその場で書き留められております。

具体的には、この日の会議において、当時の総務部長の手元資料に、町長から全部長に対し、朝礼は必ずやってくれ、８時25分からという指示があった旨が明確に記録されております。

続きまして３番目のご質問、２人の部長の答弁に疑問、コンプライアンスの観点から見解と説明を求めるについてお答えをいたします。

議員の質問に対しまして、現部長は、令和３年３月１日から時間外勤務手当を支給しましたという説明がございましたが、これに対して少し事実を追加させていただきたいと思います。

本町が実施いたしましたのは、一律の支給ではなく、職員一人一人のログデータを個別に精査し、実際に何時何分に登庁して業務を開始していたかという特定をした上で支払いを行っております。

次に、前総務部長の、全職員が朝礼に参加しているかどうか把握していないという答弁との相違についてでございます。

前総務部長の答弁は、総務部長の席は庁舎の３階にございますが、朝礼につきましては、各階各課でそれぞれの現場で行われておりました。物理的には、３階以外のフロアでの様子は目に見えないため、総務部長として各課の毎日の出勤状況までをリアルタイムで直接把握することはできなかったという当時の管理実態を述べたものでございます。

一方で、今回の手当支給にあっては、前町長による８時25分からの朝礼指示という職務命令が存在していたという事実に基づき、客観的なログデータによって、その時間に在席し業務可能な状態であった職員を個別に割り出して支給をしております。す

なわち、当時の現場における目視での確認と、今回のログデータという客観的証拠に基づく事後の個別の事実確認は、何ら矛盾するものではございません。

以上のことから、実態のない職員には支給せず、データに基づき勤務実態の合った職員に対してのみ適正に対価を支払っておるものであり、手続上でもコンプライアンスの観点からも何ら問題はないと認識しております。

続きまして４番目のご質問、時間外勤務命令簿がなくても公金を支出している、これについての認識と見解をについてお答えいたします。

まず、議員ご指摘のとおり、時間外勤務手当の支給にあっては、事前に時間外勤務命令簿が作成され、適切な決裁手続を経ることが行政運営上の大原則であり、最優先されるべき手続であるという認識に変わりはございません。

しかしながら、手続に不備があったことと、実際に発生した労働に対する対価を払うべきか否かという問題は、法律上明確に区分して考えなければいけません。労働基準法上の原則におきましては、事前の命令簿という手続が欠落していたとしても、包括的な職務命令の下、実態として職員が始業前に労働を提供していたという客観的な事実がある以上、それは労働時間として認められます。

労働基準法が定めます賃金全額払いの原則に照らし、パソコンのログデータ等によって実態として労働が存在していたことが確認できた以上、命令簿の不備だけを理由に対価を支払わないことは、かえって違法な賃金未払いという重大な法令違反を生じさせることになります。

したがいまして、今回の手当支給は、過去の不適切な労務管理によって生じた法律上の義務違反を、法令に沿って適切に精算するための支出であり、地方自治法上の不適切な公金支出には当たらないと認識しております。

住民の目線からにしても、またこの行政の法令遵守は単なる義務ではなく、行政への信頼、安心・安全な暮らしを支える根幹であると認識しております。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君）　10番　小島議員。

○１０番（小島英雄君）　答弁を聞いておりますと、本当に自分勝手な答弁でということをよく分かります。

これから一つ一つ検証していきますので、多くの住民が見ていますので、よくしっかり聞いていただきたいと思っております。

１つ目の「8.25～」を８時25分と決めつけたことから、この問題がこじれておるのです。私がここに来なかったら分からなかったことですが、たまたま来たもので何これということになったわけです。

これから本題に入りますが、これは当時の総務部長が町長に、各課が朝礼・終礼をやっていないから部長会議でやるように言ってくださいと頼まれたんですよ。前にも言いましたが。それで、あなたは総務部長だからあなたが自分で言えばいいと僕が言ったら、いや町長が言ってくださいと言ったので、私がこれを言っただけのことであって。「8.25～」というのは、私が就任したのは、令和２年11月15日かな。12月９日からコロナが始まりまして、大変な時期でした。そんなときにこんなことを言うかどうか。前の副町長にも聞きましたが、そんなことは言っておりませんと言っておりますし、部長にも聞きました。前の総務部長、一回も聞かれておりませんと、執行部から一切そういうことは聞かれておりませんという話は頭に入れてくださいね。

こういうことがあったもので、現執行部がお金を支払ったために合理的に解釈するようではありますが、これはやはり自分たちの都合のよい勝手な判断と私は思っております。

なぜかというと、元の部長、それから前の副町長、それに前町長にも何も聞かなかった。重大なお金を、1,092万というお金を払うのに双方の言い訳聞かなかった。ここに大きなそごがあるんです。

これについての見解をお願いいたします。

２つ目は、パソコンの起動。普通の日本人の性格からすれば、仕事をするのに時間ぎりぎりには来ません。少なくとも５分前や10分前に来るのです。パソコンの起動が出勤時間とみなされれば、これが立ち上げということで言っておりますが、パソコンの立ち上げが即仕事をする時間と解釈するのはいかがなものか。本当にパソコンを立ち上げてトイレ行ったり、炊事場へ行ったり、そんな職員を何人も見ております。仕事なんかしていないんです。

また、これまでの答弁では、職員全員が８時25分に来ておりますとありましたが、ちょっと言わなかったかもしれませんが、今回は多くの職員が８時25分に席に着いたという答弁でした。これは答弁書にあったもので、私言いますけれども、全員と多くの職員とは違うんです。全員とは全ての、一人残らず参加している。多数の大勢の人というのは、本当に一握りということです。かなりたくさんというんですかね。

だから、ここに矛盾がないということ。言葉のあやですが、日本語は難しいんですよ。全員と多くとは違うんです。こういうごまかしのような言葉を使わないで、しっかりと言ってほしいなと思っております。

３つ目の答弁では、２番目の答弁と重なっておりますので、ここで再質します。

重要なのは、議事録の存在なんです。現執行部は、当時の総務部長のメモ書きを、あくまで明確な指示としております。しかし、これは正式な議事録ではないんです。

メモ書きに過ぎないんです。

当時、部長会議で総務課長が議事の記録を取るために出席していました。部長会議は公式会議で保存期間があります。それゆえに議事録を出すように伝えているにもかかわらず、出さないんです。出さない理由が今分かりました。先ほどの答弁で、作成、保管されていませんとありました。保存期間がある議事録がない、その議事録がないと、誰がどのような理由でその政策や結論に至ったのか、また反対意見や条件つきの合意があったのかを説明できないではありませんか。

このことは、大変重要な意味を含んでいて、公務員としての責任はもちろん、住民の知る権利を損なう。これは情報公開を求められたときに、議事録を出してくださいと言ったらどうするんですか。ありませんでは済まされませんよ。これについての見解をお願いいたします。

４番目の時間外勤務手当の支給について、重大な瑕疵があります。

職員が始業前に労働を提供したという客観的な事実もあったとしても、命令を受けていない勤務は時間外勤務として扱われないと地方公務員法にあるんです。労働法とは違うんです。公務員は地方公務員法で守られているんです。労働法ではありません。

また、時間外勤務命令簿に上司の署名捺印が必要であります。それがないまま時間外手当が支給されると、勤務管理上の不備とみなされかねません。これは不適正な公金支出と受け止められるおそれがあると考えますが、組織としての見解を求めます。以上です。

○議長（加藤雅浩君）　服部貴司総務部長。

○総務部長（服部貴司君）　小島議員の再質問にお答えをいたします。

聞き取りを行わなかった点につきましては、前回の答弁でも、前々回の答弁でもお話をさせていただきましたが、こちらにつきましては、地方自治法第149条及び232条の４第１項の規定上、手当の支給決定及び支出命令の権限は、全て現在の町長に属しております。

過去の労務管理の不備を、現執行部の責任で是正するに当たり、最も重要視すべきなのは、個人の記憶ではなく、現存する公文書という客観的事実でございます。「8.25からの朝礼」という明確な公文書記録に基づき適正に執行しているため、元部長であるとか前町長に聞き取りをする確認というのは一切ございません。

２つ目のご質問、パソコンの立ち上げが即仕事をする時間とみなすことへの疑問及び職員の在席に関する答弁の中で、職員全員と多くの職員の違いについてお答えをいたします。

確かに個人の習慣といたしまして早めに登庁することはございます。しかし、今回のケースは個人の自発的な早出ではなく、先ほど申しました８時25分から朝礼を行うようにという前町長からの明確な職務命令が存在したという点が重要でございます。

職務命令が出されている以上、その命令に応じるために職員が８時25分より前に登庁し、パソコンを起動して席に着く行為は、これは単なる私的な習慣ではなく、職務に従事するための準備時間として、労働基準法上明確に労働時間とみなすべきものでございます。

次に、職員全員と多くの職員という表現の違いについてお答えをいたします。

ここにつきましては、何ら矛盾はないというふうに考えております。朝礼指示の対象としては全職員でございますが、個々のログデータを精査し、実際に８時25分より前に在席していたという勤務実態が確認され、手当の支給対象となったのが多くの職員であったという意味でございます。

当然、始業前に登庁していない、勤務実態のない職員に対しての手当は一切払っておりません。

３番目の質問、メモの存在、メモがないのにそれを職務命令としていいのかというところでございます。

実際、メモがなくても８時25分から部長会議から課長会議を行って、全職員に周知されれば、メモの存在はなくても、その時点で町長の指揮命令下にあったということになりますので、そこについては労働時間となります。

ただ実際、今回は当時の部長会議のメモがございますので、こちらにつきましては情報公開で請求していただければお出しすることは可能だと思います。

４番目の質問、地方公務員に労働基準法の適用がないのではないかという質問についてお答えをいたします。

結論から申しますと、一般職の地方公務員には、労働時間や手当に関する労働基準法の規定が厳格に適用されます。地方公務員法第58条におきまして、労働時間や時間外勤務手当の規定は適用除外となっておらず、公務員であっても民間と同じルールに従う義務がございます。

また、最高裁の判例では、労働時間とは使用者の指揮命令下に置かれている時間であるとされており、形式的な手続の有無に関わらず、現実に業務に従事した時間を全て労働時間とみなされます。

これを本件に当てはめてみますと、８時25分からの朝礼指示は、これは最高裁の基準に照らし、法律上の労働時間となります。これにより、法定労働時間を超えるため、労働基準法第32条及び第37条の規定により、時間外勤務手当の支給義務が発生を

いたします。そして、同法第24条の賃金全額払いの原則により、命令簿がないという手続の不備を理由に、実際に発生した労働への支払いを拒むことは、これは違法となります。

したがいまして、地方公務員だから労働基準法が適用されないという解釈は法的に誤りでございます。

本町といたしましては、最高裁判所の判例及び労働基準法を厳格に遵守し、労務実態に即して適切に手当を支給しているものでございます。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君）　10番　小島英雄議員。

○１０番（小島英雄君）　質問いたしませんが、堂々巡りで、最高裁の判例というのは、公務員に対してじゃない、一般の会社員に対しての判例、私もこれを見ました。地方公務員じゃないんです。

それよりも憲法第15条、これをしっかりと把握しておいてください。公務員は全体の奉仕者であるということをしっかりと書いてありますので、それを胸に今後ともしっかりとやっていただければ、それはそれでいいと私は思っておりますので、次の質問に移ります。

人事は適正に行われたか。

今回の人事異動は、職員から少なからず公平性に欠けるという声が聞こえてきました。また、人事異動が担当業務や住民サービスの質に何がしかの影響を与えるのではと危惧すると同時に、人事異動で行ってはならないことがあるゆえに、以下の質問をいたします。

１．今回の人事が、条例、規則、内規または公務員として公平性の原則に照らして適正であったかどうか説明を求めます。

２．人事異動の判断基準は、いつ、どのような手続で決められたのか、職員にも分かりやすく具体的な説明を求めます。

３．同じような経験年数や実績のある職員との比較で、今回の配置が決定された理由は何か、公平性の観点から説明を求めます。

４．人事異動は、事前の面談や本人に対して意向確認が必要な場合があります。この確認等が十分であったとは言い難く、責任者の認識及び所見を伺います。以上です。

○議長（加藤雅浩君）　服部貴司総務部長。

○総務部長（服部貴司君）　小島議員の３項目め、人事は適正に行われたのかの１番目のご質問、今回の人事が公平性の原則から適正であったかについてお答えをいたします。

本町の人事異動は、地方公務員法第15条の２に規定する昇任、降格、転任の定義に基づき、同法第15条の任用の根本基準及び岐南町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第20条の昇格の規定に従い、成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて実施しております。

また、同法第13条の平等取扱いの原則に基づき、公務員としての公平性の原則に照らし、ハラスメント防止にも配慮して実施しております。

続いて２番目のご質問、人事異動の判断基準の説明についてお答えをいたします。

人事異動の判断基準につきましては、先ほど申し上げました法令等に基づき、職員個々の能力につきましては、職務内容や能力を把握し、適性を判断し、規則第20条に基づき勤務成績を確認しております。職員の要望及び適性については、自己申告書から職務の経歴と異動規模を把握し、併せて職員の強み、弱みを理解しております。組織ニーズといたしましては、各部署の業務内容と必要な人材を単一の判断ではなく、複数の視点から検討できるよう幹部職員に確認しております。人材育成の観点では、職員に成長機会を提供し、スペシャリストとゼネラリストのバランスを考慮しております。職場環境としましては、職員のモチベーション向上と住民サービスの質の向上につながることを主眼としております。

年始に自己申告書が提出され、内示を発令するまでの間、これらの要素を総合的に勘案し、町長の任命権に基づく専権事項として実施しております。

次に３番目のご質問、配置が決定された理由、公平性の観点から説明をについてお答えいたします。

同じような経験年数や実績のある職員との比較といたしましては、複数の職員を対象に検討しております。各職員の能力、適性、要望などを比較検討し、組織全体のバランスを考慮するなど、多角的な視点から評価した上で配置しております。

最後に、４番目のご質問、人事異動は、事前に意向調査等があったのか、責任者の認識、所見を問うにお答えをいたします。

人事異動に当たりまして、本町におきましては、従前より自己申告書による意向確認をしております。事前の面談や、本人に対して意向確認が必要な場合とは、特段の配慮を要する者、例を挙げますと、自己申告書において心身の不調を訴えている者や、転任により引っ越しを伴う者などが該当するものと認識しております。

職員の意欲や能力を発揮できる土台となる職場環境を整備するとともに、質の高い行政サービスを提供する担い手として、計画的、継続的に人事育成を推進できるよう、地方公務員法及び町の規則に基づき適正に実施しております。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君）　ここで、昼食のため暫時休憩といたします。午後１時から再開いたします。

午前１１時３５分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（加藤雅浩君）　休憩を終わり、会議を再開いたします。

８番　渡邉憲司議員。

○８番（渡邉憲司君）　８番議員の渡邉です。

議長のお許しがありましたので、通告に基づき一般質問させていただきます。

１つ目は、学校教育について質問いたします。

多様な背景、特性を持つ児童生徒一人一人に寄り添い、誰一人取り残さない教育の実現は、現代の学校教育における最大のテーマの一つであり、かつてのみんなと同じを求める教育から、個々の違いを強みとして生かす個別最適な学びと協働的な学びの両立へとパラダイムシフトが起きています。そうした中で、障害の有無に関わらず、全ての子供が学びやすい環境を整える授業のユニバーサルデザインが普及しています。

１、視覚的な支援として、掲示物を整理し、授業の流れを視覚化することで見通しを持たせる。２、ＩＣＴの活用として、学習に困難がある子供には、タブレット端末での代筆や読み上げ機能を活用し学びのハードルを下げる。３、合理的配慮として、個々のニーズに合わせて試験時間の延長や静かな環境での学習といった個別の調整を行うなどが挙げられており、デジタル技術やＶＲの導入は、これまでの学校教育では物理的、心理的にアプローチが難しかった子供たちにとって大きな希望となっております。

デジタル教育は単なる効率化ではなく、学びの個別化と体験の拡張を実現する強力なツールで、今後は包括的な教育の姿を考えていかなければなりません。

１．教科書を買うのではなく、タブレット書庫へ移行することで、学習におけるつまずきの原因をＡＩが特定し、その子に最適な復習問題を提示したり、文字を読むのが苦手な子には音声を読み上げたり、耳からの情報処理が苦手な子には字幕表示など、個々の感覚特性に合わせた情報の提示が容易になります。また、タイピングや音声入力、動画作成などを通じて、自分の考えを豊かにアウトプットできるようになりますので、タブレット書庫へ移行すべきではありませんか。

２．現在の教育では、児童生徒がＡＩに対し勉強を教えるというアプローチを取り入れて、教え子効果、プロテジェ効果を最大限に引き出す非常に画期的な手法と言わ

れており、ＡＩに正しく理解させるためには、理論的で筋道に立った説明が必要で、生徒はどう言えばＡＩに伝わるのかを考える過程で自分の理解を深めたり、ＡＩが間違った回答をした際、どこが違うのか、どう説明すれば修正できるのかを考えることは、高度な批判的思考、クリティカルシンキングのトレーニングになります。

こうしたことからも、詰め込み教育も大切ですが、ティーチングや確認テスト、そしてブラッシュアップを繰り返すことで、児童生徒の理解度とやる気、そして自己肯定感にもつながりますので、ぜひとも全教科に取り入れてみてはいかがでしょうか。

３．ＶＲ空間で仮想キャラクターの授業は、勉強が苦手なモンスターや歴史上の人物に対して、身ぶり手ぶりを交えて授業を行うシミュレーションもできますし、大勢のアバターの前でスピーチを行い、ＡＩから今の説明のここが分かりにくかったというフィードバックをもらうことで、実践的なコミュニケーション能力を養うこともできますので、生成ＡＩとＶＲで広がる疑似体験を進めていくべきではありませんか。

４．ＡＩに勉強を教える、あるいはＶＲ空間で活動するといった次世代の学びを支える上で、タイピングは単なるスキルではなく、思考をアウトプットするために必要不可欠と言われており、手元を見ずに打てるようになると、脳のリソースを内容の構成に100％割けるようになり、タイピングが早ければ、ＡＩとの対話においても、より多くの問いかけやより深く思考を掘り下げることが可能になるので、タイピング教育も一緒に進めていくべきではありませんか。

私からの質問は以上です。

○議長（加藤雅浩君）　野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君）　渡邉議員から４つの質問を受けました。

まず１項目め、これからの学校教育についての１番目のご質問、教科書から電子書籍、これは教科書ということなんでしょうかね、への移行を進めてはどうかについてお答えをいたします。

渡邉議員ご指摘のとおり、児童生徒への画一的な指導から脱却をし、個々の得意やつまずきに応じた個別最適な学びを実現することは、これからの学校教育において極めて重要であると認識をしております。

現在、教科書には紙媒体のものと電子媒体のものがございますが、それぞれによさがあります。学習場面や個の学習状況等に応じ適した活用が望ましいということを考えております。

また、個別最適な学びの例といたしましては、児童生徒に配付をしておりますタブレット端末には、小・中学校向けデジタル学習ドリルが導入をされておりますので、このシステムは児童生徒一人一人の習熟度や日々の学習の解答状況をリアルタイムで

分析をし、その子に応じた最適な問題が自動で出題される仕組みもございます。これによって、基礎基本の定着はもちろんのこと、つまずきへの早期対応や得意分野をさらに伸ばす発展的な学習が、個のペースで進められる環境が整いつつあると考えております。

さらに、デジタル化の流れを児童生徒の主体的な読書活動や調べ学習へと広げていくため、今後はデジタル図書館の導入、連携についても検討を進めてまいります。

続いて、２番目のご質問、児童生徒がＡＩを活用して教え子効果（プロテジェ効果）を最大化する取組を進めてはどうかについてお答えをいたします。

現在、岐南中学校では、Input for Outputを大切にしており、学んだことを説明できることを理解の評価としております。したがいまして、一人一人が仲間に対して説明する場を設定した授業を行っております。家庭学習等において、生徒が１人で学びを進める時間においては、生徒が生成ＡＩに教える側として疑似的に活用するアプローチは、学びを深めるという点では興味深い視点であるとも捉えております。生成ＡＩに知識を分かりやすく伝えるプロセスを通じて、生徒は理解の不十分な点に気づき、思考を整理することができます。さらに、ＡＩからの肯定的なフィードバックにより、自身の学びが生成ＡＩに認められたという達成感が生まれ、自己肯定感の醸成にもつながるものと考えます。

今後は、羽島郡ＩＣＴ委員会など各校における実践を持ち寄り、効果的な活用方法を交流しながら、羽島郡全体で先進的な取組を推進し、主体的な学びにつなぐよう努めてまいります。

続いて３点目のご質問、生成ＡＩとＶＲで広がる疑似体験を教育現場に積極的に取り入れるべきではないかについてお答えをいたします。

生成ＡＩやＶＲによる疑似体験は、今後注目される先進的な技術である一方、ＶＲ技術そのものの導入が目的化しますと、デジタル空間での体験が先行し、最も重要である現実世界における自己表現や体験が、これは匂いであるとか触覚であるとかそういったものを含めてなんですが、不足する懸念が拭えないため、現状では教育現場への導入は困難があるというふうに考えております。

また、機器の整備や費用コスト、教員の資質スキルの向上といった環境面での課題も存在しているため、運用スキームの検討が必要になってまいります。したがいまして、まずは現実の教育活動の充実に注力するとともに、先進技術の課題や影響について中長期的な調査・研究を進めるにとどめるべきと現在は考えております。

最後に、４番目のご質問、タイピングスキルが向上することによる思考の深まりに着眼をした取組を始めてはどうかについてお答えをいたします。

タイピングスキルの向上に着眼した取組を進める方向性は重要であると考えております。現行の学習指導要領においても、タッチタイピングの必要性は強調されており、これからの情報化社会を生きる児童生徒にとって、文字入力を行うスキルは必須のものとなっております。

昨年10月に本町で導入いたしましたタブレット端末は、取り外し可能なキーボードつきで、タッチタイピングを日常的に行える環境が整っております。また、児童生徒の興味・関心を高めながら、正確なタッチタイピング技術を身につけられるよう、視覚的に分かりやすいカラーキーボードを採用している点も大きな強みでございます。さらに、導入されているアプリケーション、タイピングを練習するアプリケーションなんですが、を使用することで、日常的に練習を重ねることが可能となっております。

今後は、充実したＩＣＴ環境と教材を最大限に生かし、各学校における積極的な活用をより一層促していきたいと、そんなことを考えております。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君）　８番　渡邉憲司議員。

○８番（渡邉憲司君）　ありがとうございました。

２つ目は、岐南町ＤＸ推進事業について質問いたします。

この事業は、岐阜県も進めている事業の一つで、岐南町でも書かない窓口を庁舎内で進めていて、マイナンバーカード関連手続の申請書類の簡素化を目指しています。

１．こうした手続は、役場に来ていただいてできることはよいのですが、もう一歩進める必要もあると感じております。例えば、保育園や学童保育に提出する申請書の中には、両親が働いている証明書が必要で、東京など地方に本社がある場合、１枚の申請書類は各本社のある地方に送らなければならず、時間と労力がかなりかかり、提出日ぎりぎりだと聞き及んでおります。こうしたことからも、エクセルの書類ではなく、スマホで質問形式に答えて添付していけば書類が作成できるようにＤＸ化を進めるべきではありませんか。

２．岐南町のＬＩＮＥはＤＸ化の一つで、ＡＩチャットボットの性能は低く、質問にうまく答えていただけないとの声もありますので、もう少しＡＩチャットボットの性能を上げることはできませんか。

３．事故や火災が起きた場合、ＬＩＮＥ情報に場所や事故の原因、出火原因などを載せることで、住民への事故や火災の啓発活動につなげることができると思いますので、ＬＩＮＥをうまく活用できませんか。

私からの質問は以上です。

○議長（加藤雅浩君）　三輪　学こども未来部長。

○こども未来部長（三輪　学君）　渡邉議員の２項目め、ＤＸ推進事業についての１番目のご質問、スマホで簡単に分かりやすく申請手続などができるような取組を進めてはどうかについてお答えいたします。

本町のＤＸ推進事業につきましては、岐南町ＤＸ推進計画に基づき、住民の皆様の利便性向上と業務の効率化を図るため、積極的に取り組んでいるところでございます。

議員ご提案の保育園や学童保育に提出する申請書などをスマートフォンでの質問形式による申請の簡素化は、保育所入所申請書をはじめ、就業証明書を含む添付書類を依然として紙での提出を求めている本町におきましては、保護者の方のご負担を軽減するものと考えます。

現在、全国の自治体においては、保育所入所手続のデジタル化、いわゆる保育ＤＸが進められております。また、こども家庭庁におきましても、保護者の保活の負担を軽減し、行政手続をワンストップで完結させることを目指し、申請様式の標準化やシステム連携の基盤整備を推進しているところでございます。

国が示す保活ワンストップの枠組みに対応する基幹システムの導入などについては、保育施設や就業証明書を発行する企業においても導入していただく必要がございます。今後、国・県が進めるＤＸ推進事業の動向や全国の先進自治体の事例を注視しながら、保育施設側と協議を重ね、段階的にこうした取組を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君）　安田　悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田　悟君）　渡邉議員の２項目め、岐南町のＤＸ推進事業の２番目のご質問、ＡＩチャットボットの機能向上への進捗状況等についてお答えいたします。

本町では、令和３年４月よりＡＩチャットボットを導入し、運用しております。現行のＡＩチャットボットは24時間いつでも対応可能であり、住民サービスの向上と行政事務の効率化に資する一方で、住民の皆様からのご質問に対し、十分に対応できていない場合があることも認識しております。

近年、生成ＡＩの機能が飛躍的に向上し、その精度や応答品質は大幅に改善されてきております。生成ＡＩを活用すると、住民の皆様からのご質問を深く理解し、より的確な回答を提供することが可能となるものと考えます。

こうしたメリットを踏まえ、本町といたしましては、生成ＡＩを活用した新たなＡＩチャットボットの導入に向けて検討を進めておりますが、生成ＡＩの種類が多岐にわたり、その機能の発展も目覚ましいことから、現在機能の比較などをしておりま

す。一方で、新たなＡＩチャットボットの導入には新たな費用が必要となる場合もあることから、慎重に検討を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、住民の皆様によりよいＡＩチャットボットを提供できるよう取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君）　板橋篤志基盤整備部長。

○基盤整備部長（板橋篤志君）　渡邉議員の２項目め、ＤＸ推進事業についての３番目のご質問、町公式ＬＩＮＥに事故や火災の場所、原因などを掲載できないかを問うについてお答えをいたします。

ＬＩＮＥを活用した情報発信により、事故や火災の未然防止に向けた啓発を実施することは、安全・安心なまちづくりにおいて大変重要なことであると認識いたしております。

議員ご提案の発生直後の情報を即座に配信することは、近隣住民への二次被害の防止や危機を身近に感じることによる住民の防災意識の向上といったメリットが期待できる一面もございます。しかしながら、運用にあっては、慎重に考慮すべき課題、いわゆるデメリットやリスクもございます。

まず第１に、発信内容には極めて慎重な精査が求められます。事故の当事者や出火元、延焼被害に遭われた方々の心情に配慮し、個人の特定やプライバシーの侵害につながらないよう細心の注意を払わなければなりません。

第２に、情報の出し方によっては、現場付近へのやじ馬の集結を招くなど、住民の混乱や現場の救助活動へ支障を来すおそれも否定できません。

したがいまして、現時点において、発生直後の場所や原因をリアルタイムで詳細に発信する運用については、慎重に検討すべき課題が多く、即座の実施については考えてございません。

町といたしましては、事故や火災の発生直後の速報的な発信は行わず、事案が収束した後、一定期間の統計情報や具体的な事故事例として整理した形で発信することで、当事者のプライバシーを守りつつ、着実な啓発活動につなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君）　５番　松本暁大議員。

○５番（松本暁大君）　５番議員　松本です。

議長のお許しをいただきましたので、大きく２項目について分割質問方式にてご質問させていただきます。

まず１つ目、当町のごみ処理事業の現状について。

昨年10月１日より粗大ごみなどの回収方法が変わり、いよいよ４月１日からは可燃

ごみ袋が値上げされました。特にごみ袋においては、およそ４倍の値上げとなっています。これまでの議会においても、住民の方からのご意見などを踏まえて回収の方法の提案など度々質問を行ってきましたが、この一連のごみ有料化事業が本格的にスタートしたことによって現在どのような状況にあるのか、通告に従い４点お聞きします。

１つ目、ごみ処理有料化が始まり、住民からのクレームや要望、出されるごみに変化があったと思われるが、それらへの町としての対応策をお尋ねします。中東情勢の影響によるごみ袋の製造や在庫状況なども併せてご回答のほうをよろしくお願いします。

２つ目、緑ごみの収集日を増やし、旧ごみ袋の限定的使用を認めてはどうか。

緑ごみの収集は、草木の繁茂する時期が長くなっていることなどに対応し、町の景観保持の観点からもさらなる取組が必要ではないでしょうか。新しいごみ袋の中に旧ごみ袋が内袋として使用されているのを散見します。住民は、旧ごみ袋を一定数抱えていると思われます。手数料を負担していただくなどして、旧ごみ袋を限定的に使用可能にすることはできないでしょうか。

３点目、廃棄物処理対策協議会の提言を尊重したごみの削減、分別、リサイクル意識の向上につながる啓発活動を町はどう進めていくのか。

これまで、地域活動に参加するこれらに対するお礼や町民運動会の景品として大量のごみ袋が購入されてきたことを念頭に置いて、ご答弁をお願いしたいと思います。

最後４点目、当町が行う循環型社会への取組は、本来の理念に沿っているものと言えるのか。

ごみ処理を有料化し、各地区での資源ごみ収集日を減らした結果、住民の経済的負担や手間ばかりが増えた印象があります。持続可能な社会の実現を目指して、住民の循環型社会への意識をさらに高めていかなければならないと思いますが、当町の循環型社会への短期及び中長期的な取組を改めてお尋ねします。

以上４点、ご答弁のほどよろしくお願いします。

○議長（加藤雅浩君）　板橋篤志基盤整備部長。

○基盤整備部長（板橋篤志君）　松本議員の１項目め、当町のごみ処理事業の現状についての１番目のご質問、ごみ処理有料化が始まり、住民からのクレームや要望、出されるごみに変化があったと思われるが、それらへの町としての対応策を聞くについてお答えをいたします。

本町では、令和８年４月１日からごみ処理の有料化を開始し、これに伴い、従来の緑色の可燃ごみ袋から有料化に対応した白色の指定ごみ袋へ変更をいたしました。有

料化開始以降、電話や窓口において、住民の皆様から制度内容や新しいごみ袋に関するお問合せ、ご意見、ご要望をいただいております。主な内容といたしましては、従来の緑色の旧ごみ袋が使えなくなることに関するもの、新しい指定ごみ袋の販売場所や販売状況に関するもの、またごみの回収に関するものがございます。

ごみの回収につきましては、旧ごみ袋で排出されたごみを回収せずに残置したことに対するご意見がある一方で、旧ごみ袋で出されたごみが回収されたことについて、公平性の観点からご意見をいただいたケースもございました。制度開始直後であったことから、住民の皆様に混乱が生じないよう、内容を把握しながら丁寧な説明に努めてきたところでございます。

次に、ごみの排出状況についてでございます。

４月１日からの有料化開始以降、収集委託業者と連携し、可燃ごみの排出量や旧ごみ袋による排出状況の把握に努めております。可燃ごみにつきましては、有料化前と比較して排出量は大きく減少しており、有料化を契機として、住民の皆様のごみ減量に対する意識が高まり、リサイクル資源などへの分別が進んでいるものと考えております。

また、旧ごみ袋での排出状況につきましても、新しい指定ごみ袋への移行が進んでいるものと認識いたしております。一方で、現在も一部には旧ごみ袋での排出やルールに沿わない排出も見受けられることから、引き続き収集委託業者と情報共有を行いながら、排出状況の把握と必要な対応を行ってまいります。

次に、現在検討している対応策についてでございます。

ごみ袋の変更につきましては、一定程度認知が進んでいるものと考えておりますが、まず重要となるのは、新しい指定ごみ袋の安定供給でございます。住民の皆様が必要なときに購入できない状況は、制度への不信感や混乱につながるおそれがあるため、メーカー、販売を担う商工会、小売店と連携し、在庫状況や販売状況の把握に努めながら、安定供給体制の確保に取り組んでおります。

また、旧ごみ袋での排出につきましては、今後も周知啓発を継続するとともに、これまでの対応と同様に、ルール違反のごみに啓発シール等を貼付し、排出者に正しい出し方を促してまいります。あわせて、必要に応じて回収を行わず、適正な排出をお願いする対応を行ってまいります。特定の集積場所、特定の集積所で同様の事例が続く場合については、地元自治会や集合住宅の管理会社とも連携し、個別の周知や注意喚起を行うことも検討してまいります。

最後に、中東情勢に伴うごみ袋の製造状況や在庫状況についてでございます。

ごみ袋の製造を行うメーカー、販売を担う商工会、販売店等と連携し、製造状況、

納品状況、販売状況、そして在庫状況についての把握に努めております。中東情勢の不安定化により、ごみ袋の原材料となる石油由来製品の仕入れや調達価格に影響が出ていることは事実であり、製造や流通に不透明な部分が生じていることも認識いたしております。しかしながら、現時点において、直ちに町内で販売するごみ袋が欠品する状況ではございません。今後もメーカーなどと協議を重ね、安定した流通が確保できるよう最大限取り組んでまいります。

続きまして、２番目のご質問、緑ごみの収集日を増やし、旧ごみ袋の限定的使用を認めてはどうかについてお答えをいたします。

ごみの捨て方の変更につきましては、有料化に伴い適正な計量が必要となることに加え、従来の各自治会でのステーション収集が近隣市町からのごみ流入懸念、環境美化監視員や自治会の負担増加、少子高齢化に伴う収集員不足など、継続が困難な状況となっていたことから、持続可能な収集体制を構築するため、廃棄物処理対策協議会からの提言をいただき決定したものでございます。

こうした理由から、緑ごみを各自治会でのステーション収集にすることにつきまして、現在のところ対応は考えてございません。ごみの捨て方の変更は令和７年10月からスタートしたばかりであり、町民の皆様が新しい方法に慣れていただいている段階でございます。今後は、運用状況を見ながら、課題や不都合がある場合には、廃棄物処理対策協議会の中で検討してまいります。

また、旧指定ごみ袋をシールや引換えにより使用可能にすることにつきましても、対応は考えておりません。旧ごみ袋に購入品と無償配付品が混在しており、両者の区別ができないこと、また無償品を交換することは手数料負担の公平性を損なうことが課題となるためでございます。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

続きまして、３番目のご質問、廃棄物処理対策協議会の提言を尊重したごみ削減、分別、リサイクル意識の向上につながる啓発活動を町はどう進めていくのかについてお答えをいたします。

ごみ処理有料化の本旨であるごみの減量につきましては、先ほども説明しましたとおり、令和８年４月の可燃ごみ排出量が前年同月と比較して約２割減少しており、有料化を契機として、住民の皆様のごみ減量に対する意識が高まり、旧指定ごみ袋での不適正排出も減っていることから、制度の周知は進んでいるものと考えております。

今後の啓発活動につきましては、一般廃棄物処理基本計画に基づき、次のとおり進めてまいります。

１つ目は、環境学習の推進と小学４年生を対象とした出張授業を継続し、次世代を担う児童に環境への配慮と資源循環の重要性を学ぶ機会を提供いたします。

２つ目に、情報公開・広報の充実として、３Ｒについての情報公開に対する不満意見が多く確認されたことから、広報などを活用し、町民に３Ｒについての情報をより積極的に配信してまいります。

また、令和８年３月16日から岐南町公式ユーチューブでごみの分け方・出し方の動画を公開いたしております。分別の手順を分かりやすく伝える動画を様々な場所で活用することにより、より多くの方に正しいごみの出し方を知っていただき、分別の促進とごみ減量化につなげてまいります。

３つ目は、分別ガイドブックについて、３年をめどに定期的に改訂し、その際には必要に応じて全住民に配付するとともに、転入手続時には全ての転入者に配付することで、分別の正確性を高めてまいります。

４つ目は、環境美化活動の継続として、奇数月の第３日曜日に実施している清掃の日を通じ、地域全体のごみ減量化意識の向上を図ってまいります。

これらの啓発活動を通じて、ごみ減量とリサイクル資源の増加に取り組んでまいります。

また、ご指摘いただきました地域活動参加に対するお礼や町民運動会の景品として、これまで大量のごみ袋が購入されてきたことは認識いたしております。ごみ処理手数料をごみの排出量に応じて負担していただくという応分負担の原則から、自治会などで無償配付は控えていただくようお願いしております。そうすることで、ごみ減量の効果がより発揮されるものと考えております。

続きまして、４番目のご質問、当町が行う循環型社会への取組は、本来の理念に沿っているものと言えるのかについてお答えいたします。

ごみ処理の有料化と捨て方の変更は、単なる有料化や収集日削減ではなく、以下の重要な目的を持つものでございます。

有料化の目的は、令和５年12月14日の第４回定例会でご説明申し上げましたとおり、有料化によりごみ処理による金銭的な意識を持たせ、そこからごみの減量や分別に意識を向けていただくことでごみの排出量を抑制しようとすること、排出者に排出量に応じた処理費用の一部を負担していただくことにより、負担の公平性を確保すること、ごみの減量により処理経費全体を削減し、町財政の持続可能性を確保することにございます。

捨て方の変更は、ごみの有料化を実施するに当たり、適正な計量を行うこと、近隣の市町や事業所からの本来流入すべきではないごみの流入を抑制すること、環境美化監視員や自治会の負担を軽減すること、そして少子高齢化に伴う人手不足の中でも収集業務を安定的に運用できるようにすることを目的といたしております。これらの取

組は、岐南町一般廃棄物処理基本計画の下で行われるものであり、既に令和８年４月の可燃ごみ排出量が前年同月と比較して約２割減少するなど、確実な成果が現れております。

ごみ処理の有料化と捨て方の変更により、ごみの減量と分別が推進され、ごみの排出量が減少し、資源がより有効に活用されます。これにより、ごみ処理経費が削減され、町財政の持続可能性が確保されることは、廃棄物を最小限に抑え、限られた資源を循環させるという循環型社会の理念そのものでございます。

したがいまして、本町が行う有料化とごみの捨て方の変更は、第６次岐南町総合計画に掲げた環境に優しい循環型社会の実現という目標に沿ったものであると確信いたしております。ご理解とご協力のほう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君）　５番　松本暁大議員。

○５番（松本暁大君）　ご答弁ありがとうございました。

これは再質問ではないんですが、特に４月１日以降の初めてのごみ収集日においては、旧ごみ袋の使用がかなり多くあるのではと私は危惧していました。ただ、結果的には全体の１割もないような状況でもありましたし、多くの方がルールを守ってくださっていることに正直喜びを感じたぐらいです。反面、ただ全く旧ごみ袋がなかったわけではありません。そしてこれは、ルールを破りたくて破られたのではなく、ご事情や事業の進め方に多少なりとも至らなさがあったと理解をしています。事業の進め方によっては、先ほどのクレームやご要望など、もっと減らすことができたのではと思っています。

まだ本格的なスタートから２か月ほどしかたっていませんが、住民の声を十分に配慮していただき、今後の改善、見直しにぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それでは、２項目めの質問に入らせていただきます。

２項目めは、適正であるべき補助金の交付についてです。

今年の４月、５月に産経新聞やニュースなどで報道された朝鮮学校への補助金についてです。

当初は補助金申請における領収書の使い回しについてのものでしたが、その後の報道で、当町も30年以上朝鮮学校へ補助金を出していたというものです。令和８年度予算策定の直前には、文部科学省や県の担当課、マスコミと担当課とのやり取りが行われています。この補助金に関しては、当町のみならず他県、他市町でも交付されていることでもあり、事業の詳細やその賛否などはネットなどでどれだけでも出てきます。また、羽島市議会においても関連した質問がなされているので、ユーチューブを

ご覧になっていただければと思います。

質問は補助金自体の賛否を問うものではありませんので、長くなりますし、詳細な説明は省略させていただきます。

議員となって毎年予算審議を行ってきましたが、そのような補助金があったということは全く私自身認識しておらず、改めて予算書を確認しましたが、どこにもこの補助金の項目は見当たりませんでした。調べてみますと、隣町の笠松町の予算書には明記されているということです。皆様から預かったお金の使途を審議する議員として情けなく、猛省しているところではありますが、この補助金の性質、そして予算計上した考え方について、通告に従って３点ご質問をさせていただきます。

１点目、令和８年度も予算計上をした町の長としての判断とは。

朝鮮学校への補助金について、令和７年度中に文科省や県とのやり取りがあった中で最終承認をなされた町長のお考えをお聞きします。羽島市では、この学校に市民通学者がいない場合、補助金を交付しない旨が明記されております。当町における当該補助金の予算計上の判断基準とは何であったのか。

２点目、前例や通例のような予算計上であったとしても、指導を受けるような事案がありながら、令和８年度の予算審議の際に説明を行わなかった理由とは。

当該補助金は、例年、岐南と笠松の２町の財務・教育担当で協議がなされ、教育委員会から予算要求がされているものと認識しています。補助の目的を各種学校の学齢児童の負担軽減とされていますが、少なくとも令和になってから７年間は当町から通学する通学者はいません。また、令和８年度からは当該学校は休校をしています。先ほどの１番のご質問の点も踏まえ、予算審議の際に詳しい説明がなかったことについてご答弁をお願いしたいと思います。

最後３点目、議員が知り得ない内容の予算項目は、行政の単独判断である。そのような予算に対してどのような認識を持っているのか。

予算の組み方については、これまでの議会でその方法を度々ご答弁されてきました。当町が補助金交付の必要性を認めていたとしても、このような状況下で議決された予算に対してどのような認識を持っておられるのかお尋ねします。

以上３点、ご答弁のほどよろしくお願いします。

○議長（加藤雅浩君）　後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君）　松本議員の２項目め、予算に関する１番目のご質問、令和８年度の予算計上した町の長としての判断とはについてお答えをいたします。

岐阜朝鮮学校補助金は、平成元年の羽島郡町長会において、当時の郡内４町の合意の下、開始されたものでございます。その後、郡の再編を経ながらも、この合意に基

づき継続をしてまいりました。

本町が令和８年度においても本補助金を計上した判断基準は、複数の観点に基づいております。

まず、子育て支援政策との整合性という観点でございます。

本補助金の基本額は、国籍を問わず、全ての子供たちへの支援という理念に基づくものであり、本町が掲げる子育て支援に力を入れているという基本姿勢を反映したものでございます。

次に、人材育成と社会構築への投資という観点です。

これは、将来共に社会を形成していく人材となる可能性を考慮し、人種差別を生まない社会の構築を目指すものであり、単なる金額の多寡ではなく、本町が目指す社会像に基づいた判断でございます。

なお、羽島市が、市民通学者がいない場合は、補助金を交付しないとの方針を取られていることや、羽島市を含む近隣市町の補助実績についても認識をしております。

現在、羽島郡においては、通学者がいない状況であっても補助金を継続しておりますが、二町教育委員会では、毎年の学校訪問により、授業見学や学校長との懇談を通じて補助金の重要性を認識しており、本町も二町教育委員会の考えに同意をしてございます。

そして、地方自治法の規定により、自治体は住民の福祉の増進を図るための施策を自主的に実施する権限を持っております。また、平成28年３月29日に発出された文部科学省の通知、朝鮮学校に係る補助金に関する留意点について、当時の大臣は、補助金を出す権限は自治体側にあり、減額や廃止を求めるものではないと記者会見において説明されたと二町教育委員会よりは伺っております。

したがいまして、本補助金の予算措置は、子供たちの教育権の保障というセーフティーネットの役割に資するものでございます。つまりは、地域に暮らす子供たちの教育負担を等しく軽減するための措置であるとともに、これから通学するであろう子供たちに備えたつながりに対しての投資でもあり、純然たる教育・福祉施策として自治体の裁量権の範囲内で判断をしたものでございます。

私からの答弁は以上でございます。あとは、総務部長より申し上げます。

○議長（加藤雅浩君）　服部貴司総務部長。

○総務部長（服部貴司君）　それでは、続きまして２番目のご質問、前例や通例のような予算計上であったとしても、指導を受けるような事案がありながら、令和８年度の予算審議の際に説明を行わなかった理由とはと、３番目のご質問、議員が知り得ない内容の予算科目は行政単独の判断であると。そのような予算に対してどのような認識

を持っているのかにつきましては、内容が関連しておりますので、一括してお答えをさせていただきます。

議員ご指摘の文部科学省からの指導についてですが、二町教育委員会から本町へのそのような指導があった旨の報告はございません。本年度４月の新聞報道を受け、二町教育委員会に確認しましたところ、文部科学省からは、指導ではなく事実確認の問合せのみとのことでございました。

令和８年度から岐阜朝鮮学校が休校になったことと、並びに岐阜朝鮮学校への補助金に関する報道は、予算議決後の本年度に知り得た事実でございます。

したがいまして、本町は、このような状況を鑑み、補助金本来の目的である教育振興や負担軽減に寄与できる状況にないと判断し、令和８年度の予算執行は見合わせるとともに、教育事業が停止している間は今後の補助金については打ち切る方針といたしました。

続いて、予算審議の説明については、町は予算案を編成した思いや主な事業を説明する機会を設けていただくとともに、予算特別委員会において、議員からのご意見やご質問を受ける機会を設けていただいております。今回の案件については、予算書等の資料から判断し難いものとなっておりましたので、ご指摘の点については、今後、金額の多寡に関わらず、予算の透明性を図るべく改善してまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君）　５番　松本暁大議員。

○５番（松本暁大君）　ご答弁ありがとうございました。

後藤町長の、予算に対して、歳出に対して無駄をなくす、そして今ご答弁いただいた市政理念からこの補助金計上されたということは理解をしました。

さて、この補助金交付について、先ほど後藤町長のお話の中でもありましたが、平成28年３月29日付で文部科学大臣より全国の地方公共団体に対して文書で通知が出されています。これは国の姿勢になります。どういう題目かといいますと、朝鮮学校に係る補助金交付に関する留意点について。国の姿勢です。

朝鮮学校に係る補助金交付については、国においては実施しておりませんが、各地方公共団体においては、法令に基づき、各地方公共団体の判断と責任において、実施されているところです。朝鮮学校に関しては、我が国政府としては、北朝鮮と密接な関係を有する団体である朝鮮総連が、その教育を重要視し、教育内容、人事及び財政に影響を及ぼしているものと認識しております。これが国の考え方です。

この通知と先ほどのご答弁を踏まえて、６点の再質問をさせていただきます。

１点目、先ほどご答弁の中で、補助金の重要性を認識してとのご答弁がありました

が、さきに述べた補助金の目的を果たすために、そもそも１万円という額が適正であるのか、併せてどのようにその効果を上げているのか、ご説明をお願いします。

２点目、文部科学省の通知の題目は留意点とあります。補助金の裁量は市町村にあるということですが、朝鮮学校に係る補助金の公益性、教育振興上の効果等に関するご検討とともに、補助金の趣旨・目的に沿った適正かつ透明性のある執行の確保及び補助金の趣旨・目的に関する住民への情報提供の適切な実施をお願いしますとあります。これはどのように実施してこられたのか、ご説明をお願いします。

３点目、地域に暮らす子供たちの教育負担を等しく軽減するための措置、つながりに対しての投資とのご答弁がありました。他市町の状況を把握している中、当町はポリシーを持って、これまで町民が通っていない学校への補助金を続けてこられました。休校や報道が本来の目的に寄与できないと判断され、この補助金は打ち切っていくとお話がありました。ただ、休校後においては名古屋の朝鮮学校等に通うだけのことでありますし、教育事業自体は停止はしていません。また、報道は人材育成、社会構築への投資という観点にも関係がないと思いますが、もう一度ご見解をお願いしたいと思います。

４点目、予算上は歳出として一般会計から二町教育委員会への負担金で計上、二町教育委員会の特別会計で受入れ、特別会計上の歳出のどの項目にこの補助金は内包されているのでしょうか。あわせて、予算書は1,000円単位で１万4,000円のものも明記されているのに、この補助金が計上されていないことについて、明記の基準も併せてお尋ねします。

５点目、単純に当町の子供たち、町民に関連する補助金の性質ではなく、過去には東京都知事や大阪府知事が、この件に関しては意見や方針を述べるほど関心や重要度が高い補助金だと私は思っています。そのような性質のものを予算書等の資料から判断でき難いものとなっていたと片づけられるのはいかがなものでしょうか。判断できるどころか、知りようがないというものです。このような議論にもなっていないというものを議会は認めているということになっているわけです。予算の議決は議会にあり、このような予算をどう考えているのか、改めてご見解をお願いします。

最後６点目、予算の透明性についての考え方、手法をお聞きします。

再々質問しませんが、公金を審議するということ、そしてこういったことが政治不信や、かえってマイナスのイメージをもたらすということをご認識いただき、今後の予算策定、計上に十分に留意していただきたいということを申し添えて質問を終わります。

ご答弁のほどよろしくお願いします。

○議長（加藤雅浩君）　服部貴司総務部長。

○総務部長（服部貴司君）　松本議員の再質問について、お答えをさせていただきます。

まず、ご質問の１点目、補助金額１万円の適正性と具体的に上げている効果についてお答えをいたします。

この金額は、平成元年の羽島郡町長会の合意や平成26年の要望を受け、二町財政課長会において、２町で１市規模とみなし、平成27年度予算より基本額１万円としたところでございます。金額そのものは少額ですが、国籍を問わず全ての子供たちへの支援という理念に基づき、人種差別を生まない社会の構築を目指す本町の姿勢を反映したものでございます。

効果といたしましては、二町教育委員会が毎年学校を訪問し、授業見学や学校長との懇談、行事参観などを行う中で、将来を共に社会形成していく人材への投資や、これから通学するであろう子供たちに備えたつながりを維持するための役割を果たしてきたと考えております。

２点目の文科省通知が求める適正・透明な執行と住民への情報提供の実施状況についてお答えいたします。

平成28年文部科学省通知にございました透明性のある執行の確保や住民への情報提供の適切な実施という観点におきましては、今回の案件が予算書等の資料から判断し難いものとなっていたことから、議会や住民の皆様に対して十分な情報提供が行えておらず、必ずしも十分な対応が図れていなかったものと真摯に受け止めております。

３点目の休校後も他校で教育は続き、報道も投資観点と無関係な中、補助金本来の目的に寄与できないとし、打ち切る理由と見解についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、休校後も他県への学校へ通学し、教育事業そのものは継続されること、また報道自体は人材育成の観点とは直接関係がないという見解については認識しております。しかしながら、令和８年度から対象校が休校になったこと、また多重申請疑惑に係る報道等により、公金支出に対する住民の皆様の理解を得ることが困難な情勢となったことから、補助金本来の目的に寄与できないと判断し、今後の支給は打ち切る方針としたものでございます。

４点目の特別会計のどの項目に内包されているかと、予算書への明記基準を問うについてお答えをいたします。

具体的に令和７年度の予算で申し上げます。

本町の一般会計から二町教育委員会への負担金として、総額9,440万4,000円を計上いたしております。このうち9,439万4,000円は、二町教育委員会の特別会計へ繰り入

れ、残り１万円は二町教育委員会が管理する専用の口座へと直接支出しております。このため、二町教育委員会特別会計の歳入にはこの１万円は含まれておりません。この処理は、平成元年１月の郡町長会において、教育委員会特別会計とは別会計で処理し、教育長名で支出管理するという当時の４町の首長の合意に基づいたものでございます。

このように、当初の決定に沿って、二町教育委員会特別会計とは完全に別会計で予算執行しているため、二町教育委員会特別会計予算書には本補助金の項目は表記されていないという構造になっております。

なお、この専用口座や収支に関しましては、現在も教育委員会において適正に管理されております。

次に、予算書への明記の基準でございます。

本町における予算書の明記の基準につきましては、負担金や補助金という性質のものについては、金額の多寡に関わらず、原則として全て予算書に表記することとしております。一方で、消耗品や工事請負費などにつきましては、総枠的な予算として積み上げており、工事などの中では、特に説明が必要となるものについては、予算特別委員会において説明を行っているところでございます。

本補助金におきましては、負担金・補助金という性質の公金支出でありながら、一般会計総額の中に一括して内包され、予算書に表記されていなかったこと、また予算特別委員会での説明もされていなかったことは、本町の明記基準や説明の在り方に照らし、不適切であったと認識しております。

５点目の社会的関心が高い補助金が予算書等の資料から判断し難いものとなっていたこと及び議決に対する認識についてお答えをいたします。

予算の議決は議会に与えられた重要な権限であり、本町としても極めて重く受け止めております。それにもかかわらず、本補助金が総額に内包され、個別の審議ができないまま議決をいただく形となったことは、議会が審議、議決を行うための判断材料を行政側が適切に提示できなかったものと捉えております。本町といたしましては、これまでの計上や説明の在り方に課題があったと認識しております。

議会において実質的な審議をいただくために、今後は金額の多寡に関わらず、性質の特殊な公金支出については適切な表記と説明を行えるよう改めてまいります。

最後に、６点目の予算の透明性についての考え方と今後の具体的な手法についてお答えをいたします。

予算の透明性は、議会の予算審議において重要であると認識しており、今後は次の手法で適正化を図ってまいります。

まず１に、情報提供の適正化でございます。

金額に関わらず、性質の特殊な公金支出や社会的関心の高い項目については、必要に応じて予算特別委員会等の中で資料で内訳を補足し、分かりやすい提示に努めてまいります。

第２に、予算査定の判断材料となる情報の把握でございます。

社会情勢や他自治体の動向など、予算査定の判断材料となる情報について、適切な状況把握に努めてまいります。

３番目に、各種補助金の抜本的な見直しでございます。

今回の事案を契機として、現在交付されている各種補助金について、その目的、使途、妥当性を改めて精査し、町民の皆様に対して明確に説明ができるよう、適正化を進めてまいります。

なお、今回のこの補助金、予算の計上の仕方につきましては、先ほど答弁させてもらいましたとおり、これは平成元年においては当時の首長によって決められたものでございますが、その当時の決められた中では相応の合理性のある手法であったということで認識はしておりますが、ただ、今この情報公開が求められる現在の基準に照らせば、その当時のやり方をそのまま踏襲し続けてきたという、予算の透明性を損なう大きな課題を抱えた手法であったと言わざるを得ません。過去においてそれは適正かどうかという判断はいたしませんが、現在、そしてこれからの時代においては、やはり容認されるべきものではないと思いますので、速やかに手法を改めていきたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。以上でございます。

――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――

休会

○議長（加藤雅浩君）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。議案調査のため、６月５日から７日までの３日間休会としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（加藤雅浩君）　異議なしと認めます。したがって、６月５日から７日までの３日間休会とすることに決定いたしました。なお、次回の会議は６月８日午前10時に開きます。

日程は追って配付いたします。

――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――

散会

○議長（加藤雅浩君）　本日はこれにて散会といたします。

午後　２時０７分　散会

――――――――――――――◇――――――――――――――

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長　　加　藤　雅　浩

岐南町議会議員　　松　本　暁　大

岐南町議会議員　　三　宅　祐　司